# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
54	子育て世帯生活支援特別給付金等の支給に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、子育て世帯生活支援特別給付金等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

# 評価実施機関名

神奈川県川崎市長

## 公表日

令和6年12月13日

[令和6年10月 様式3]

# 項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	<b>川添1)特定個人情報ファイル記録項目</b>
Ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
	別添2) 変更簡所

## I 基本情報

基本情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金等の支給に関する事務
②事務の内容	令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯、令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみ課税になる世帯のうち、基準日時点で、同一世帯で18歳以下の児童を養育している世帯にこども加算を支給する。 福祉総合情報システムを通じて、世帯構成など、支給要件の確認を行うほか、対象者が公金受取口座を希望した場合、番号連携サーバを通じて情報を取得する。
③対象人数	<選択肢>
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報限会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 中間サーバーと音和提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ O ] 庁内連携システム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ D ] 税務システム [ D ] その他 ( )
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	システム連携基盤
-	

②システムの機能	団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。ま合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に間サーバーへの情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求テムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバーと接続し、6 職員認証・権限管理機能	機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限
	[ ]情報提供ネットワークシステム	[ ]庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	[ 〇] 既存住民基本台帳システム
	[ ] 宛名システム等	[〇]税務システム
	[〇]その他 (中間サーバー	)
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		

3. 特定個人情報ファイル名								
児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、ひとり親世帯への給付金情報ファイル								
4. 個人番号の利用 ※								
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条及び 第11条 ・番号法第9条第1項 別表の135の項							
5. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※							
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(要施する)</li><li>(要施しない)</li><li>(3)未定</li></ul>							
②法令上の根拠	②法令上の根拠  【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【情報提供】 なし							
6. 評価実施機関における	担当部署							
①部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当							
②所属長の役職名	所属長の役職名 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長							
7. 他の評価実施機関								

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、ひとり親世帯への給付金情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイル	<b>レの種類 <u>※</u></b>	<選択肢> 「その他の電子ファイル(表計算ファイル等)」 1)システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象と	なる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税、令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみ課税になる世帯世帯のうち、基準日時点で、同一世帯で18歳以下の児童を養育している世帯
	その必要性	本業務に関する受給資格の審査・決定事務において、申請者(受給資格者)、配偶者及び児童の住基 情報、申請者(受給資格者)の所得情報を確認し、給付金を適正に支給するため
④記録さ	れる項目	<選択肢>
	主な記録項目 ※	・識別情報  [ ○ ] 個人番号 [ ○ ] 個人番号対応符号 [ ○ ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ○ ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ○ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ○ ] その他 ( □ 四座登録・連携ファイル関係情報、電子証明書利用者証明用のシリアル番 )
	その妥当性	【識別情報】 ・個人番号、その他識別情報(内部番号) 他機関への情報の照会、同一執行機関内での情報連携を行うために必要となる。 【連絡先等情報】 ・4情報 本給付金の資格審査等にあたり、世帯情報を確認する必要がある。 ・その他住民票関係情報 本給付金の資格審査等にあたり、世帯の所得情報等を確認する必要がある。 【業務関係情報】 ・地方税関係情報 本給付金の資格審査等にあたり、世帯の所得情報等を確認する必要がある。 ・その他(電子証明書利用者証明用のシリアル番号) 申請者の本人確認のために保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
<b>企</b> /2 <del>左</del> 四	+4 D	<b>今和6年3月10日</b>

1	シネオ 声 ね ロ	тинотолтон
	⑥事務担当部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当

3. 特定 <sup>6</sup>	個人情報	報の入手・化	<b>支用</b>					
①入手元 ※			[ ]本人又は本人の代理人         [ O]評価実施機関内の他部署 ( 市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理 )         [ ]行政機関・独立行政法人等 ( )         [ O]地方公共団体・地方独立行政法人 (各地方自治体 )         [ ]民間事業者 ( )         [ ]その他 ( )					
②入手方法			[ ] 紙       [ O ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)       [ ] フラッシュメモリ         [ ] 電子メール       [ ] 専用線       [ ] 庁内連携システム         [ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] その他 ( )					
③使用目的 ※			番号法第9条第1項 別表第1 第101の項の規定による住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給 に係る業務を行うため。					
	1	使用部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当					
④使用の		使用者数	<選択肢>					
⑤使用方法			住民票関係情報、地方税関係情報をもとに、当該給付の対象者であるかを判定する。					
	情報の	突合	・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、個人番号対応符号と団体内統合宛名で突合する。 ・世帯情報等と所得情報(地方税関係情報)を突合することにより給付の支給要否等を決定する。					
⑥使用開始日			令和6年3月18日					

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託の有無 ※		[	委託しない	]	<選択肢> 1)委託する	2) 委託しない	
210-	× 13.700		(	)件			
委託	事項1						
①委詞	<b>托内容</b>						
②委託先における取扱者数		[		]	<選択肢> 1)10人未漏 3)50人以」 5)500人以		2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名							
重	④再委託の有無 ※	[		1	<選択肢> 1)再委託す	「 「る 2)再委託し	ない
再委託	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						
委託事項2~5							
委託事項6~10							
委託	事項11~15						
委託	事項16~20						

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)								
担供 投売の大無	[ ]提供を行っている	(	)件	[ ]移転を行っている	( ) 件			
提供・移転の有無	[ 〇 ] 行っていない							
提供先1								
①法令上の根拠								
②提供先における用途								
③提供する情報								
④提供する情報の対象となる 本人の数	[	]	く選択肢> 1)1万人未 2)1万人以。 3)10万人以 4)100万人 5)1,000万人	満 上10万人未満 J上100万人未満 以上1,000万人未満				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲								
	[ ]情報提供ネットワー	-クシステム	]	] 専用線				
。 ⑥提供方法	[ ]電子メール		[	]電子記録媒体(フラッシ	ュメモリを除く。)			
· 受徒供力法	[ ] フラッシュメモリ		[	] 紙				
	[ ]その他 (				)			
⑦時期·頻度								
提供先2~5								
提供先6~10								
提供先11~15								
提供先16~20								
移転先1								
①法令上の根拠								
②移転先における用途								
③移転する情報								
④移転する情報の対象となる 本人の数	[	]	3) 10万人以	満 上10万人未満 J上100万人未満 以上1,000万人未満				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲								
	[ ]庁内連携システム		[	] 専用線				
◎移転士:+	[ ]電子メール		[	]電子記録媒体(フラッシ	ュメモリを除く。)			
⑥移転方法 	[ ] フラッシュメモリ		[	] 紙				
	[ ]その他 (				)			
⑦時期·頻度								
移転先2~5								
移転先6~10								
移転先11~15								
移転先16~20								

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

| 1 システム連携基盤における措置
・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。

### 7. 備考

### (別添1)特定個人情報ファイル記録項目

#### 【連絡先等情報】

•氏名 ・生年月日 •性別 •住所 宛名コード ·住民区分 ·世帯主氏名 ∙続柄

•消除年月日 ・市民となった年月日 ・転入前住所

外国人通称名 •外国人国籍 ・外国人在留期間 ・外国人住民となった日

#### 【業務関係情報】 •地方税関係情報

管理番号 8-107の事務手続:個人住民税に係る課税年度、総所得金額等(令和4年6月のデータ標準レイアウト改版まで)、合計所 得金額、扶養控除情報(一般、特定、老人)、16歳未満扶養者数、市町村民税\_住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税\_住宅 借入金等特別税額控除額【税源移譲前】、市町村民税\_\_寄附金税額控除額、市町村民税\_\_寄附金税額控除額【税源移譲前】、市町 村民税所得割額、市町村民税均等割額、住民登録外課税の有無、住民登録外課税者の課税地市区町村コード

管理番号101-1の事務手続 :公金受取口座情報 管理番号101-3の事務手続 :課税年度、扶養控除対象、市町村民税均等割額

管理番号101-110の事務手続:課税年度、市町村民税均等割額、住民登録外課税の有無

管理番号101-111の事務手続:課税年度、市町村民税均等割額、住民登録外課税者の課税地市区町村コード

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、ひとり親世帯への給付金情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

- ・申請時に「申請者(世帯主)名義の公金受取口座」にチェックのあるもの以外は照会しない。
- ・照会に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。

]

・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は照会できないよう、システム上担保されている。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・申請時に「申請者(世帯主)名義の公金受取口座」にチェックのあるもの以外は照会しない。
- ・照会に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。

Γ

[

・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は照会できないよう、システム上担保されている。

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・団体内統合宛名管理機能を有する団体内統合宛名システムにおいては、システム間連携機能により、連携する庁内業務システムごとにアクセスできる情報を制限しており、目的を超えた紐付けや事務に必要のない情報との紐付けを防止している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理		[	行っている	]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない	
具体的な管理方法 年度ごとにシステムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認いる。					及びパスワードによる認証を行って			
	その他の措置の内容			ステムの操作ロ Eな操作が無し			コグにより必要に応じて確認	見する。
	リスクへの対策は十分か		[	十分 <sup>-</sup>	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

]

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

4. 特	[ O ] 委託しない						
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定		ι	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容						
	も	ι	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない			
	具体的な方法						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

5. 特	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない						
リスク	リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク						
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法						
その他の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスする措置				の他のリスク及びそのリスクに対			

#### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ 〇 ] 接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログ アウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会な どを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、そ の正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(\*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許 可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(\*2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求 め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することにな る。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセ キュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(\*3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログ リスクに対する措置の内容 アウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適 切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (\*1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う 機能。 (\*2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きご とに情報照会者、情報提供者、照 会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (\*3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人 情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報 を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <選択肢> [ 十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 〈選択肢〉 ] 2) 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### <システム連携基盤における措置>

- ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
- ②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の入手・提供を実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。
- ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性 を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。
- <中間サーバーの運用における措置>
- ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

### 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク <選択肢> 十分に行っている ] ①事故発生時手順の策定・ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 周知 3) 十分に行っていない <選択肢> ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか [ 発生あり ] 1) 発生あり 2) 発生なし その内容

別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照

別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照

再発防止策の内容

その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそ	そのリスクに対する措置	
_			

### 個人情報に関する重大事故について

### 事案 1 国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失

#### 1 事案の内容

(1) 発生(発覚)時期

令和6年4月8日

#### (2) 事案の概要

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和6年3月支給分の国民健康保険高額療養費支給申請書を紛失した。

#### (3) 原因

事務担当者が足元に個人情報が記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていなかった。

#### (4) 影響

404件(295世帯分)の個人情報を紛失した。紛失した書類に含まれる情報は次のとおり。なお、現時点で個人情報の漏洩は確認されていない。

- · 世帯主氏名、住所、電話番号
- ・ 個人番号(マイナンバー)※本人の記載があった場合
- 被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- ・ 病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- ・ 診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

#### (5) 事故発覚後の対応

令和6年4月8日 事務担当者により申請書が所在不明であることが判明

令和6年4月8日~4月22日 事務担当者による捜索を継続

令和6年5月1日 報道発表

令和6年6月3日 個人情報保護委員会より文書指導

#### 2 再発防止策

#### (1) 国民健康保険事務における再発防止策

- ・該当事務について、事務手続きのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個 人情報の厳格な管理を徹底する。
- ・該当事務以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取扱いについて、改めてチェックを行う。
- ・書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹

底する。

### (2) 評価実施機関(川崎市)における再発防止策

- ・保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に 関する研修を実施することとする。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講 を促す
- ・全ての特定個人情報保護評価書のIV\_2.「従業者に対する教育・啓発」項目に、上記の研修についての記載を追加する。

8. 監査						
実施の有無		[〇]自己点検	[	]内部監査	[〇]外部監査	
9. 従業者に対する	る教育・₹	<b>客発</b>				
従業者に対する教育・啓発		[ 十分に行っている	]		> を入れて行っている 2) 十分に行っている 行っていない	
具体的な方法	₹	・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。				
10. その他のリス	10. その他のリスク対策					

# IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地電話番号:044-200-2674 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当)住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1電話番号:044-200-2108				
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂 正等の請求を受け付ける。				
③法令による特別の手続	-				
④個人情報ファイル簿への不 記載等	-				
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
①連絡先	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2674				
②対応方法					

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価				
①実施日	令和6年12月13日			
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)			
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】			
①方法				
②実施日・期間				
③主な意見の内容				
3. 第三者点検【任意】				
①実施日				
②方法				
③結果				

# (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明